

令和元年度実地指導の指摘事項等について

廿日市市内で、令和元年度の実地指導で指導や助言を行った事項のうち、主なものを記載しましたので、今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

	サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事実	指摘事項
1	全サービス共通	基本的取扱方針	事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないが、評価が行われていなかった。	定期的に自己評価を行い、サービスの質の改善を図ること。自己評価の様式は問わな いが、管理者のみで行うのではなく、従業員 全体でサービスを見直す機会を設けること。 参考様式が県の HP に掲載されている。 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kai
gohokennzigyousyamukezyouhou/117029
0994815.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kai gohokennzigyousyamukezyouhou/117029 0994815.html
2	全サービス共通	記録の保管	ケース記録が、誰でも閲覧が可能な状態で 保管されていた。	ケース記録は、鍵のかかる保管庫に保管す ること。
3	全サービス共通	設備等	事務所内に複数の介護保険事業所がある が、席の配置が混在していた。	事業ごとに事務所の区画を明確にするこ と。
4	全サービス共通	内容及び手 続きの説 明、同意	重要事項説明書の利用料や苦情処理の体 制等の記載に不備が見られた。	利用料は地域区分を加算した額を記載する こと。 高齢介護課の苦情処理担当窓口は「認定・ 指導グループ (0829-30-9196)」とするこ と。
5	全サービス共通	内容及び手 続きの説 明、同意	重要事項説明書を掲示していなかった。	重要事項説明書は事業所の見やすい場所に 掲示すること。
6	全サービス共通	内容及び手 続きの説 明、同意	重要事項説明書に第三者評価の実施状況 の記載がなかった。	重要事項説明書に第三者評価の実施状況を 記載すること。
7	全サービス共通	介護報酬	介護報酬の加算を算定する根拠となる資 料がなかった。	介護報酬の加算を算定する場合は、根拠と なる資料を保管又は記録すること。
8	全サービス共通	運営事項	従業員への研修（内部研修又は外部研修） が行われていなかった。	管理者及び従業員の資質向上のために研修 の機会を設けること。
9	地域密着型サー ビス共通	運営事項	運営推進会議が実施されていなかった。	運営推進会議は規定されている回数実施 し、活動状況の報告と評価を受けること。
10	地域密着型通所 介護	非常災害対 策	非常災害対策について、具体的な計画をた てておらず、避難訓練が不十分であった。	風水害、地震、土砂災害等を含む具体的な 計画を作成し、それらを定期的に従業員に 周知するとともに、非常災害に備えるため、 定期的に避難訓練を実施すること。
11	地域密着型通所 介護	基本的取扱 方針	勤務形態一覧表と実際の勤務状況が一致 してなかった。	従業員の労働条件を書面で明示し、労働時 間を適正に把握出来るよう、勤務形態一覧 表と出勤簿を整備すること。

12	地域密着型通所介護	運営事項	定員を超えてサービスを提供している日が多く見られた。	サービスの質の確保の観点から、やむを得ない場合を除き、定員を遵守してサービスを提供すること。
13	地域密着型介護老人福祉施設	介護報酬	看護体制加算Ⅱを算定しているが、「緊急時に看護職員に24時間連絡できる体制を確保していること」という要件が書面上確認できなかった。	看護職員に24時間連絡できる体制を確保していることについて、職務規定等で明示しておくこと。
14	地域密着型介護老人福祉施設	介護報酬	栄養マネジメント加算を算定しているが、栄養ケア計画の作成が不十分であった。	栄養ケア計画は、入所時に医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他の職種の方が共同で作成する必要があるため、その過程を記録しておくこと。
15	居宅介護支援	従業者の員数	介護支援専門員1人で50件を超えるケースを抱えている。	介護支援専門員1人の担当件数が35件を超えないように人員の確保に努めること。
16	居宅介護支援	内容及び手続きの説明、同意	重要事項説明書に、複数の事業所の紹介を受けることが可能であること及び事業所の選定理由の説明を求めることが可能であることの記載がなかった。	重要事項説明書に次の二点を記載すること。 (1)利用者は複数の居宅サービス事業所等の紹介をするよう求めることができる。 (2)利用者は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができる。 また、これらについて説明し、理解したことについて書面で同意を得ること。
17	居宅介護支援	運営事項	モニタリングの実施場所が記載されていないものがあった。	モニタリングを実施した場所を記載すること。
18	居宅介護支援	運営事項	訪問介護で生活援助中心型のサービスを位置づける場合に、理由が記載されていなかった。	サービスが必要な理由を具体的に記載すること。
19	居宅介護支援	運営事項	居宅介護支援計画に通所リハビリテーション等の医療系サービスを位置づけているが、医師の意見を求めていなかった。	居宅サービス計画に医療系サービスを位置づける場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の意見等を求めること。
20	居宅介護支援	運営事項	それぞれの介護サービス事業所のサービス内容を把握していなかった。	ケアプランに沿ったサービスが提供されているかどうか、各サービス事業所の計画を確認すること。
21	居宅介護支援	運営事項	居宅介護支援計画書をサービス事業所の担当者に交付していない事例が認められた。	居宅介護支援計画書は、すべてのサービス事業所の担当者に交付すること。また、交付した記録を残しておくこと。
22	居宅介護支援	運営事項	居宅介護支援計画の変更にあたり、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。	軽微な変更にあたる場合を除き、サービス担当者会議を開催すること。また、軽微な変更とした場合は、その旨を記録すること。